# 広報こしじ

第21号
新潟県三島郡
発行所　越路町役場
越路町公民館
電話東福寺局（代）300番
印刷所　長岡市北越印刷


**41年12月の人口動態**

（12月末日現在）

| 住民登録人口 | | |
|---|---|---|
| 世帯数 | | 2,943 |
| 人口 | | 14,776人 |
| 内訳 | 男 | 7,161人 |
| | 女 | 7,615人 |

12月の住民移動状況

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 出生 | 数 | 11人 | 死亡 | 数 | 16人 |
| 内訳 | 男 | 6人 | 内訳 | 男 | 6人 |
| | 女 | 5人 | | 女 | 10人 |
| 転入 | 数 | 29人 | 転出 | 数 | 77人 |
| 内訳 | 男 | 16人 | 内訳 | 男 | 40人 |
| | 女 | 13人 | | 女 | 37人 |

**今月の主要記事**


▽第三回定例町議会概要
▽所得税・県・町民税の申告準備の要点
▽除雪作業機械力が活躍
▽新農家台帳の結果まとまる。
▽県営十楽寺用水路工事は完成に近づく。


# 人勧に基づくアップ

## 職員は平均六・九パーセント

## 三役・議員等も

去る十二月二十一日に招集された第四回定例町議会は、会期を六日間と決め、二十一日から四日間の本会議を開き、町職員の給与に関する条例をはじめ、諸願、陳情の審査、本年度一般・特別会計補正予算及び昭和四十年度一般・国保・簡水などの決算審議が行なわれて二月二十四日閉会しました。主な議案の概要は次のとおりであります。

### 条例関係

**①専決処分の報告**
○第二次ガス事業認可による中野島地区、石津地区、沢下条・岩田・不動沢地区の供給計画区域を追加することを定めたもので承認された。

**③長岡市、越路町教育に関する事務委託の規約の改正**
○岩野（仲島）部落の学童を長岡市の岡南中学校と山谷沢小学校に委託しており、この委託経費の納期を両市町で協議して定めることにしたもの。

**③町立へき地保育所設置条例**
○町内で幼児の保育熱が高まってきており、しかし完全な保育所を建てることが困難なへき地にあって、保育に欠ける家庭の幼児をあづかって健全な育成をすることを定めた条例。

**④町立へき地保育所保育料徴収条例**
○前項の入所した幼児の保育料（おやつ代・その他教材料など）を定めた条例。

**⑥町国民健康保険条例の一部を改正する条例**
○加入世帯主については昭和三十八年十月より七割給付を行ってきたが、今年一月一日より世帯員全員に七割給付を実施する条例で、看護、移送も含んでいる。

**⑧大災害救助条例**
○大災害で災害救助法が適用される以外の小災害で救助を必要と認めたときに町が発動することを定めた条例。

**⑦町ガス事業の設置に関する条例**
○地方公営企業法の一部改正によるガス事業経営の合理化を促進するため、制度の改善や整備と財政に悩む企業体の再建を内容とした条例。

**⑨町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例**
○前項条例改正による職員の給与の種類及び基準を定めた条例。

**⑨町税条例の一部を改正する条例**
○例年国税等の申告が三月十五日、町民税の申告は三月二十日となっていた。ものを今年から岡県知の申告と合せて町民税の申告も三月十五日までにしなければならないこと及び退職金を受けた者の納税方法を特別徴収（退職手当を受けたときすぐ退職所得申告を行って納税するもの）扱いとなった条例。

**⑩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**
○人事院勧告による国家公務員給与改訂に伴い、地方公務員（町職員）もこれに準じ俸給表、その他の手当などの改正がなされ、職員は平均6.9％のベースアップがされた。

**⑪町議会議員の報酬及び費用弁償の一部を改正する条例**
○この結果月額で議長は二千九百円上って一万八千七百円に、副議長は二千六百円上って一万六千二百円に議員は二千三百円上って一万四千五百円となった。
○この結果月額で町長は一万三千円上って八万五千円に、助役は一万二千円上って六万九千円に、収入役は一万円上って六万三千円となった。

**⑫町特別職の職員で常勤のものの給与等の一部を改正する条例**
○この結果、月額で町長は一万三千円上って八万五千円に、助役は一万二千円上って六万九千円に、収入役は一万円上って六万三千円となった。

**⑬町教育長の給与等の一部を改正する条例**
○この結果月額で教育長は五千円上って五万三千円となった。

**⑭町議会議員及び特別職（三役等）の報酬、給与は過去における町政再建中は抑制・節減を旨としてきたのであるが、再建を終り、町政力と他町村の状況をも比較、勘案して均衡を図ったものである）**

### 予算関係

**①昭和四十一年度一般会計補正予算（第三回）**
○一般会計予算は歳入歳出それぞれ一千五十五万六千円を追加して、総額歳入歳出とも二億四千三百四十五万六千円となった。
歳入では町税で現年度分個人所得割増四百六十二万円、普通地方交付税三百五十二万八千円など合せて補正歳入総計一千五十五万六千円となった。
歳出では給与改訂費が中心であり、このほか道路改良費、農業構造改善事業費など合せて補正総計一千五十五万六千円となった。

**②昭和四十一年度一般会計補正予算（第一回）**
○給与改訂及び職員減による補正であり、総額において変りはないが、営業費用の供給給与を減じて、一般管理費に加算した。

**③昭和四十一年度越路町ガス事業補正予算（第一回）**
○昭和四十一年度越路町ガス事業補正予算（第一回）
○この結果、総額で五千円上って三千五百円となった。

**④昭和四十一年度簡易水道特別会計補正予算（第一回）**
○歳入歳出総額に一千五十五万六千円を追加して、総額五千四百六十六万四千円となった。

**昭和41年度一般会計補正予算（第3回）**

議会審議

歳入内訳　［単位：千円］

| | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|
| 町税 | 63,492 | 4,620 | 68,112 |
| 地方交付税 | 71,291 | 3,528 | 74,819 |
| 分担金及び負担金 | 12,790 | 499 | 13,289 |
| 使用料及び手数料 | 3,300 | 6 | 3,306 |
| 国庫支出金（国庫負担金・国庫補助金） | 4,166 | 65 | 4,231 |
| | 7,860 | △154 | 7,706 |
| 県支出金（県補助金・委託金） | 25,054 | 1,795 | 26,849 |
| | 1,603 | 117 | 1,720 |
| 寄附金 | 4,282 | 80 | 4,362 |
| 歳入合計 | 232,900 | 10,556 | 243,456 |

注：歳入のない項目があるため合計には一致しません。

歳出内訳　〔単位千円〕

| | | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 議会費 | | 6,959 | 417 | 7,376 |
| 総務費 | 総務費 | 20,952 | 1,338 | 22,290 |
| | 徴税費 | 6,039 | 451 | 6,490 |
| | 戸籍費 | 2,605 | 532 | 3,137 |
| | 選挙費 | 1,460 | 146 | 1,606 |
| | 統計費 | 1,097 | 18 | 1,115 |
| | 社会福祉費 | 5,798 | 4 | 5,802 |
| | 児童福祉費 | 7,327 | 256 | 7,583 |
| | 老人福祉費 | 32 | 5 | 37 |
| | 保健衛生費 | 2,757 | 27 | 2,784 |
| | 清掃費 | 5,131 | 40 | 5,171 |
| 民生費 | | 40,730 | 2,370 | 43,100 |
| 衛生費 | | 7,482 | △16 | 7,466 |
| 労働費 | | 30,425 | 2,264 | 32,689 |
| 農林水産業費 | 農業委員会費 | 6,650 | 129 | 6,779 |
| | 農業費 | 3,295 | 228 | 3,523 |
| | 林業費 | 24,864 | 735 | 25,599 |
| | 土木費 | 22,738 | 1,705 | 24,443 |
| 商工費 | | 1,240 | △126 | 1,114 |
| 土木費 | | 2,150 | 64 | 2,214 |
| 消防費 | | 10,034 | 48 | 10,082 |
| 教育費 | 教育費 | 3,780 | △79 | 3,701 |
| 予備費 | | | | |
| 歳出合計 | | 232,900 | 10,556 | 243,456 |

注：歳出のない項目があるため合計には一致しません

## 三税の申告が一本化

### 所得税申告者はそれのみでよい

「お知らせ」欄にも載せてありますとおり、税法の一部が、改正されて今年から所得税の確定申告書の様式が変り、所得税確定申告書に個人事業税及び個人住民税（町・県民税）の申告に関する事項の記入欄も附随して設けられましたので、この欄も記入して所得税の確定申告書を長岡税務署へ出した者は、更めて個人住民税の申告をしなければならないわけです。

りました。

但し、所得税の確定申告義務はないが個人事業税、個人住民税の申告義務のある者、又は所得税の確定申告義務ないが、個人事業税の申告義務ないが、住民税だけの申告義務のある者は、それぞれ、個人事業税の申告を長岡財務事務所へ、そして個人住民税の申告を町税務課へ申告しなければならないわけです。

**たくわえは　身のため　子のため　国のため**

**請願・陳情**

■次の請願四件及び陳情一件は九月定例会付託となったものの審査報告がなされた。
①不動沢農業構造改善事業の助成に関する請願はたなおし協議して善処されたが、採択されなかった。しかし、一部は別の条件で事務費の助成）をもって措置されることになった。
②町立飯塚児童館の入口道路の町立飯塚児童館の入口道路の新設請願は採択となった。
③（小坂地区）簡易水道の公営について の請願は、水源沸水量の不足のため給水不可能であり保留することとなった。
④林道改良に伴う取水道路の新設請願は採択となった。
⑤（小坂地区）簡易水道の公営について の請願は、水源沸水量の不足のため給水不可能であり保留することとなった。
⑥町立飯塚児童館の入口道路の新設請願は採択となった。
⑦（小坂地区）簡易水道の公営について の請願は、水源沸水量の不足のため給水不可能であり保留することとなった。
⑧町立飯塚児童館の入口道路の新設請願は採択となった。
■この映画みて下さい
昨年の暮から、町内の学校統合に関する問題について、町内の有志の温かい理解により、精神薄弱の教育施設や特殊学級は年を追うごとに強化、拡充され関係者から感謝されております。
だがこれらの子供たちも十八歳過ぎると、この学級や施設から出ていかなければなりません。
このために収容授産施設を中心とした心身障害者収容施設の「コロニー」が必要です。この施設を中越地区に誘致するためにこの映画の上映が計画され、利益はすべて、その資金にあてられます。なにとぞご理解の上、ぜひ、ご協力願います。
■映画「いつか見た青い空」
○上映館　長岡ニュー銀座
○入場料　一般前売250円（当日300円）学生200円（250円）小中学生120円（150円）
○上映期間　二月二十四日から三月二日まで。
○映画鑑賞会　昭和42年2月10日より2月28日まで
○願書提出先
西溝原郡巻町鎧潟
新潟県農業教育センター
○その他詳しくは農業委員会へお問い合せ下さい。

■農業委員会委員の選挙人名簿を縦覧
農業委員の選挙人名簿が調製されましたので、次の日程で縦覧されます。
これは知事の選挙の場合でありますので、一人の登載されていないように、と選管ではいぞんしています。
縦覧期間中でないと、異議申し立てができません。
縦覧期間
二月十三日より十五日
■三税申告が簡素化
長岡税務署
長岡財務事務所管内の所得税の確定申告書を提出した者は、個人事業税および個人住民税の申告書を提出しないでよいことになっています。
■農業教育センター
専攻科生を募集
近代的な農業経営技術を修得させ、本県農業の中核となる農業経営者の育成を目的とした専攻科生を募集しています。
○募集人員　四十人
○応募資格　一年
○身体強健志願堅固で18才以上の高校卒業又は卒業見込みの者
○学力があると認めた者
○願書受付期間
昭和42年2月10日より2月28日まで
○願書提出先
西溝原郡巻町鎧潟
新潟県農業教育センター
○その他詳しくは農業委員会へお問い合せ下さい。

**みんなの広場**

**投書欄**

問　最近各地の市町村長などの選挙で行われる記号式投票はどんな投票方法ですか、又どこが違うのですか。
（小坂　新有権者）

答　記号式投票とは、あらかじめ投票用紙に候補者全部の名前を印刷しておき、選挙人は投票しようと思う候補者の名前の上に○印を付けて投票する方法です。
これは知事や市町村長の選挙に関して条例を定めて実施することになっており越路町では昭和三十八年に記号式投票になっていますから四月の町長選挙はこの記号式投票で行なわれます。
この投票の長所①候補者の氏名を記載する自書式より簡単で候補者名の書き違いなどのミスがなく無効投票が減る。②有効票がつき易く判断が公平で能率が上る等投票が合理化されたものです。
一、今年から所得税の確定申告書を提出した者は、個人事業税および個人住民税の申告書を提出しないでよいことになっています。
二、個人事業税、個人住民税の事務は、所得税の確定申告書を提出した者は、個人事業税および個人住民税の申告書を従来どおり別に提出して下さい。
■農業教育センター
専攻科生を募集
近代的な農業経営技術を修得させ、本県農業の中核となる農業経営者の育成を目的とした専攻科生を募集しています。
○募集人員　四十人
○応募資格　一年
○身体強健志願堅固で18才以上の高校卒業又は卒業見込みの者
○学力があると認めた者
○願書受付期間
昭和42年2月10日より2月28日まで
○願書提出先
西溝原郡巻町鎧潟
新潟県農業教育センター
○その他詳しくは農業委員会へお問い合せ下さい。



# 第三次除雪編成の出動

## 突貫作業で幹線確保

昨年末よりの雪は豪雪の様相をおび、昭和三十八年面に及ぼしており、ドカ雪来の雪害を国鉄を始め各方に非常に心配されました。当町も隣接町村を結ぶ幹線道路の確保に努力しております。今回初めての町除雪計画第三次（積雪一、五m以上の場合出動）除雪編成により出動いたしました。総選挙の遂行と、部落町道の早期除雪のために強行しなければならない場合もあり、沿道のみなさんに大変ご迷惑をおかけしております。
一月下旬から降雪も一休みの状態となっておりますが、今後降り続く場合はこのような態勢により実施いたしますから、各物代さんをはじめ部落や交通安全協会の交通整理や家屋除雪の指示にご協力を特にお願いします。

機械力で除雪

## 寛政の義民紛争を解決

### 県営の十楽寺用水路工事

二百年前から飯塚せきとの水争いやかんばつに悩みつづけてきた十楽寺用水の改修は、県営で昭和三十五年度から継続して行なわれてきました。この問題係者の大きなご協力のもとに、現在実施されているこの工事は三面混凝土舗装（床と両壁がコンクリート）で水の流れがよく、それに朝日隧道の出口で国営水路から0.5トンの補給を受けることができるようになり、今後は水不足は解消されることと思います。
これからは皆さんに安心して一層増産に励んでいただけると思います。
× ×
現在も雪中工事が進められております。
本年度で97％に当る延長六、七九五メートルが完成し、僅か一三五メートルを残すのみとなりました。

朝日部落附近の工事

## 県・町民税の申告

### 所得税と一緒に　3月15日までに

今年も又、県、町民税、所得税、個人事業税の申告時期が近ずいて来ました。
期限はいずれも三月十五日ですが、毎年申告する時になってから、税計算の元となる書類や各種控除に用いる添付書類が間に合わず、みすみす損をしている例を多く見かけますが、今年は今からその準備を進めて、そのときになって困ることのないようにして下さい。
では町県民税の申告（所得税の確定申告も同じ）に添いて出す書類とはどんなものか、お知らせしておきましょう。

### 必ず添付を要するもの

給与所得の源泉徴収票
短を問わず、会社や官公庁、個人の事業体等に勤め給与を貰っていた者は、一月末頃個々にその勤務所から渡される法定様式の小さな票で、前年中に貰った給料や賞与、諸手当、恩給等、給与の合計額が記されている。これは自宅からの通勤者も出稼ぎ者も必ず入用です。若しこれを添付しない場合は税務署や役場から所得を推定されることになります。

### 添付すると有利なもの

**生命保険料等の受領証**
保険金の受取人を納税申告者又は生計を一つにする配偶者やその他の親族とする契約で、その納税申告者が前年一年間に支払ったもの（郵便保険金、共済年金も同じ）、このうち九千円以上のものは添付し、九千円未満のものは提示するだけでよい。
**損害保険料等の受領証**
昨年一年間に期間の満了した保険契約で、納税申告者が前年中に支払った損害保険料に対する損害保険契約で、納税申告者が前年中に支払った（建物共済掛金を含む）
**医療費の受領証**
納税申告者及び生計を一つにしている配偶者、その他の親族の医療費支払い額が高額で、合計所得（総所得金額、山林所得金額、退職所得金額の合計）額の五％を超える場合、その病院や薬局の受領証。
**災害、盗難等の損害額見積り書及び被災証明書**
大きな災害、盗難を受けた損害見積り額から損害保険金や共済金を差し引いた残額が、納税申告者の合計所得額の10％を越える場合、その実損額見積り書と官公署の発行する被害状況証明書。
**社会保険料の受領証**
納税申告者及び生計を一つにする配偶者、その他の親族のために前年一年間に支払った国民健康保険、職域健康保険、国民年金、厚生年金保険、失業保険等の保険料の受領証。
**勤労学生証明**
働きながら高校や高等専門学校、大学その他今年から税法上の職業技術教育を行う学校に在学している者で、給与所得、退職所得以外の所得額が二万円以下であり、又勤労所得以下の場合。
だいたい以上のものをそろえて申告して下さい。

納税申告者又は生計を一つにする配偶者、その他の親族の持っている住宅等特別の法定割引に対する損害保険契約で、納税申告者が前年中に支払った（建物共済掛金を含む）住宅等特別控除額見積り書。

モダンなコ線橋

**モダンなコ線橋完成**
**塚山駅の名物に**
塚山駅にモダンなコ線橋が去る十二月二十七日完成した。今までコ線橋も、地下道もなかったから線路の上を歩いて通らなければならなかった。そのため貨物列車がホームにあるときは中程で切り離して通らせたり、ホームのはしで降車させたりでまに不便でありそれ以上に危険千万であった。復線化も進んでいる現在、とてもこのままでは人命にかかわることである。と心配されていた。
この完成によって利用者はもとより、駅員もホット胸をなでおろしている。
このコ線橋は最も新しい構造のもので階段の中程でオドリ場を設けてあるため非常に通り易い、また屋根は消雪用、壁は防火、そしてこの大きなコ線橋をさえる足は二本のパイプでなかなかスマートなもの。これからは塚山駅の名物の一つとなることでしょう。

# 新農家台帳集計成る

## 増えた兼業農家

### 経営規模はますます拡大

農家のカルテである農家台帳がこのほど農業委員会事務局の手で集計表としてまとまった。
昨年八月一日現在で一反歩以上の全農家を調査員をとおして細かく調査したもので、貴重な結果が得られたわけである。
この農家台帳に基づいて分析を能率的に行うため、一戸一枚のカードの作成を終り、ここにその集計も完了したのでその概要をお知らせいたします。

**専業兼業別農家数**

| | | 戸 |
|---|---|---|
| 農家戸数 | | 2,054 |
| 専業 | | 409 |
| 第1種兼業 | | 455 |
| 第2種兼業 | | 1,190 |

**農家戸数の動向**

農家戸数の減少は全国的な傾向で、新潟県でも昭和三十五年より4％の減少を示し越路町では4％上回り6％減少している。経営耕地規模別では一町五反以上の農家が逐次増加し、以下の農家が他産業に就職による経営縮少又は廃業などで、年々減少している。

| 規模別 | 農業センサス（昭和35年） | 新農家台帳（昭和41年） |
|---|---|---|
| 農家戸数 | 2,181戸 | 2,054戸 |
| 1反～3反未満 | 226 | 213 |
| 3～5 | 306 | 275 |
| 5～10 | 928 | 814 |
| 10～15 | 427 | 412 |
| 15～20 | 215 | 220 |
| 20～25 | 57 | 88 |
| 25～30 | 21 | 30 |
| 30以上 | 1 | 2 |

**農家類型**

| 分類 | | 農家戸数 |
|---|---|---|
| 自立型 | | 75戸 |
| 自立志向型 | | 382 |
| 兼業併存型 | | 1,346 |
| 離農志向型 | | 251 |
| 計 | | 2,054 |

**農家現金収入**

兼業農家が激増した原因は、都市勤労世帯との大巾な所得格差、ならびに農家の生活水準の上昇によりやむを得ず他より現金収入の途を求めなければならない。農業現金収入が三十万円未満の農家が60％もあってはこれもうなずける。

| | 農家戸数 | 割合（％） |
|---|---|---|
| 総農家戸数 | 2,054戸 | 100 |
| 10万円未満 | 573 | 27.9 |
| 10～30 | 649 | 31.6 |
| 30～50 | 399 | 19.4 |
| 50～70 | 234 | 11.4 |
| 70～100 | 146 | 7.1 |
| 100万円以上 | 53 | 2.6 |

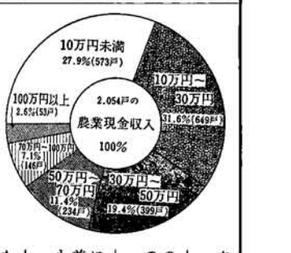


**農家類型**

農家類型とは、農家の性格を総合的に判断して、農家の各戸について世帯責任者は自家農業についてどのような志向をもっているか、土地、資金、労働力などについて見通しがあるかどうかを総合判定し、農家の近い将来のあり方について分類した。
農家戸数は94％と減少しており、農業人口、農業従事者ともに85％前後と大きな減少を示してをり、他産業への転出が、はっきり現われている。
現在すでに自立可能なもの。
自立志向型
将来自立可能の見込があるもの。
兼業併存型
相当長い将来兼業農家併存していくもの。
離農志向型
近い将来農業をやめようとするもの。

**農家人口及び農業就業人口の推移**

| | | 農家人口 | 1戸当平均 | 増減率（A）/（B） | 農業従事者 | 1戸当平均 | 増減率（A）/（B） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 35年 | 男 | 6,215人 | 人 | % | 3,542人 | 人 | % |
| | 女 | 6,544 | | | 3,575 | 3.3 | |
| | 計 | (A)12,759 | 5.9 | 86.6 | (A) 7,117 | | 84.8 |
| 41年 | 男 | 5,401 | | | 3,003 | | |
| | 女 | 5,649 | 5.4 | | 3,034 | 2.9 | |
| | 計 | (B)11,050 | | | (B) 6,037 | | |

# 「選挙に対する新有権者としての自覚」

塚野山　山本ヒデ子

八月十日で二十才になった私は、ようやく二十才となり、いろいろと何かにつけ実感として、感じだしている頃、あっというまに二十年たったような、そして何とかしてこの二十年という思いが、私の頭の中をいきする。
成人に仲間入りでき、その大にたいして自分が政治に関心を持ち、間接的に参加できる権利を得、それを発揮すべき衆議院選挙が、もう間近かに迫っていることに気づき、大人と認められた。
初めての選挙する。という重大なことに対して、しっかりしなければと心がキリッと引きしまる思いがする。
思い返せば、そして次々と起る政治の不誠実な事件、いったい何をしているのかとわからないながらもどうしたらよいかとまどうばかりでしかたがなかった。
どうしようという考えの人もいるとは、約束して実行のともなわない約束で、党と党とが対立ばかりしていて、いったい誰のための政治をやっているのだろう。
政治はもっと神聖なものではないだろうか。
利益だけを考え、誰がこの神聖な政治をきたない手でよごすことは、そうと関係ないという顔をしている人達が何とうらやましいとかっこうをしているのかと、あの自分はこんな人間になりたくはない。
誠実な本当の人間味のある人間らしい人間味のある。そのためにもこの大事なことを、信頼してまかさなければならない。
宣伝の車がくると大急ぎで外に出て努めて聞くようにしているが、だいたいの候補者がテープコーダーによる挨拶、それもごぶさたしております。とかいう宣伝文字通りのあいさつだけにすぎず、せめて頭だけでもいって仕事をほっぽり出しとびだしてはがっかりしてしまう。自分の考えとしていう人、そしてこの日本が本当の意味で平和に、誠実さと信頼の政界を作る人あいさつだけの各候補者の誠実な態度、ただお願いいたします。という丁寧な姿勢でさえあればというような候補者を見るにつけ絶望感が少しづつわきあがってくる私、何かがまちがっている、それは何か？　その何かをえぐり取らないかぎり清き一票も、きれいな政治も、本当の意味の政治も実現できないのではないだろうか。
人間の弱い心を私達は強くしなければ、そして自分だけでも真から、この人なら信頼の人を選んでいたい、清き一票を投じたい。そのためにも、もっともっと進んで勉強し、自分に直接関係しないことも考えて行かねばと思う。
二十才という区切りを転機に、私は今、一月二十九日の総選挙を前にして、正直いって誰を選んでよいのかわからない。しかし私は、自分の考えと同じ人を、そして二国民としての責任を果す。私は党よりも個人で選びたいと思う。党も人間が形成するのだから、そして何よりも人間性を尊重したい。